

## 法改正の概要

○ **第13次地方分権一括法（地方独立行政法人法の一部改正）** 令和5年6月13日成立、6月16日公布・施行

【概要】：①**公立大学法人**における**年度計画**及び**年度評価**を**廃止**（※国立大学法人では令和4年度から実施）

②中期計画で定める事項に**評価指標**（中期目標達成に向けた取組の実施状況に関する指標）を**追加**

【趣旨】：計画・評価に係る**業務負担の軽減**により、**公立大学本来の役割を一層発揮**

【適用】：東京都公立大学法人は第四期中期計画（R5～）で評価指標を定めているため、**R6年度から適用**

## 対応の考え方

- ✓ 法改正趣旨を踏まえ、**年度ごとの詳細な計画・評価は廃止**
  - ➡ **ペーパーワークを削減**し、公立大学法人本来の役割である**教育研究に注力**
- ✓ 法定評価のない年度は、**大学法人自らの**経営管理の中で、**中期計画の進捗を管理**
  - ➡ 計画上の**マイルストーンを中心に進捗を見極め**、柔軟に軌道修正しつつ**プロジェクトを効果的に推進**
- ✓ 都と評価委員会は、**期間評価等に向け**、法人の経営状況・計画の**進捗状況を把握**
  - ➡ 都は、**有識者の助言を得ながら**、中期目標・計画達成に向け**法人による進捗管理をチェック**
    - ※ 法人は、**第三者の視点を業務運営の改善に反映**

# ペーパーワークの削減と効果的な進捗管理のための対応（案）

項目	既存制度	法改正後の都独自の取組
年度評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・評価委員会が年度計画の実施状況等を検証し、中期計画の進捗状況进行评估</li> <li>・評価結果を知事に報告するとともに公表。知事は評価結果を議会に報告</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○年度評価は廃止</li> <li>○法人の確認結果に対し分科会がコメント</li> <li>※法定評価実施年度は実施せず</li> </ul>
業務実績等報告	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各年度計画に対応した業務実績と計画の実施状況に関する自己評価を記載</li> <li>・評価委委員会に提出するとともに公表</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○業務実績等報告書は廃止</li> <li>○法定評価に向けて指標に基づく実績報告資料を簡易に作成 都・分科会に報告・公表（6～7月） 分科会コメントと合わせて知事・議会に報告（9～10月）</li> </ul>
年度計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中期計画の各項目に対応した網羅的な計画</li> <li>・都に届け出るとともに公表</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○従来型の年度計画は廃止</li> <li>○主要な事業等に絞り込んだ「事業計画」を策定 都・分科会に報告・公表（4～5月）</li> </ul>
評価結果の業務への反映	<ul style="list-style-type: none"> <li>・評価結果を中期・年度計画、業務運営の改善に反映するとともにその結果を公表</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○法人自らの進捗状況の確認結果や分科会のコメントを業務運営改善等に反映</li> </ul>